

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成20年  
2月15日  
(金曜日)

## 目次

告示

救急病院等の認定(医務保険課).....一

保安林の指定(森林整備課).....二

指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....二

公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....二

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....七

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出(商政課).....八

換地処分の届出(農村整備課).....八

国営農地再編整備事業(豊北地区岡ノ台換地区)の換地処分(農村整備課).....九

国営農地再編整備事業(豊北地区片山換地区)の換地処分(農村整備課).....九

国営農地再編整備事業(豊北地区片山換地区)の換地処分(農村整備課).....九

県営小野北部地区経営体育成基盤整備事業の換地処分(農村整備課).....九

建築士の免許の取消し(建築指導課).....九

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....九



### 山口県告示第五十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定した。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	認定が効力を有する期限
社会保険下関厚生病院	下関市上新地町三丁目三番八号	平成二三、一、三一
医療法人星の里会岡病院	〇号 小月本町二丁目一五番二〇号	〃
山崎病院	〃 長府江下町二番一〇号	〃
医療法人博愛会宇部記念病院	宇部市上町一丁目四番一〇号	〃
医療法人聖比留会セントヒル病院	〃 今村北三丁目七番一八号	〃
尾中病院	〃 常盤町二丁目四番五号	〃
社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会山口総合病院	〃 山口市緑町二番一〇号	〃
総合病院山口赤十字病院	〃 八幡馬場五三の一	〃
医療法人社団水生会柴田病院	〃 大内矢田三八五	〃
院	〃 泉都町九番一三〇号	〃
佐々木外科病院	〃 小郡下郷八六二の三	〃
山口県厚生農業協同組合連合会小郡第一総合病院	〃 〃 七五一の四	〃
林病院	〃 〃 阿知須四二四一の四	〃
医療法人社団向陽会阿知須同仁病院	〃 〃 〃	〃
阿知須共立病院	〃 〃 〃	〃
都志見病院	〃 〃 萩市大字江向四一三の一	〃
玉木病院	〃 〃 大字瓦町一	〃
山口県立総合医療センター	〃 〃 防府市大字大崎七七	〃
医療法人神徳会三田尻病院	〃 〃 お茶屋町三番二七号	〃
村田博愛病院	〃 〃 〃 二番一〇号	〃
松本外科病院	〃 〃 〃 天神二丁目一番四四号	〃
緑町三祐病院	〃 〃 〃 緑町一丁目五番二九号	〃
株式会社日立製作所笠戸事業所付属日立病院	〃 〃 〃 下松市古川町三丁目一番一〇号	〃
医療法人岩国病院	〃 〃 〃 岩国市岩国三丁目二番七号	〃
山口県厚生農業協同組合連合会長門総合病院	〃 〃 〃 長門市東深川八五	〃
医療法人人生山会斎木病院	〃 〃 〃 〃 一三四	〃

医療法人社団成蹊会岡田病院	"	"	八八八	"	"	"
山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院	柳井市古開作一〇〇〇の一	"	"	"	"	"
地域医療支援病院オーブンシステム徳山医師会病院	周南市慶万町一〇番一号	"	"	"	"	"
総合病院社会保険徳山中央病院	" 孝田町一番一号	"	"	"	"	"
共立美東国民健康保険病院	美祢郡美東町大字大田三八〇〇	"	"	"	"	"
佐島医院	下関市田中町一四番一八号	"	"	"	"	"
三隅外科・胃腸科	山口市小郡下郷一二二四の二	"	"	"	"	"
医療法人村田外科胃腸科	" 七五六の四	"	"	"	"	"
木村脳神経・外科内科	防府市大字新田七八〇の三	"	"	"	"	"
明石整形外科医院	周南市慶万町一番一五号	"	"	"	"	"

山口県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林の所在場所
  - 萩市大字須佐字大町二四七二、二四七三の一、二四七六、字古屋敷二九三九の二、字森ヶ浴三二六一
  - 阿武郡阿武町大字福田上字足谷四五〇の一、四五〇の二、五一七の七
- 二 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件（平成八年農林水産省告示第八百十六号）、保安林の指定に関する告示（平成十二年山口県告示第六百八十号）及び保安林の指定に関する告示（平成十三年山口県告示第二十号）に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 変更しない。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市農林水産部農林整備課、宇部市経済部農林水産課、岩国市農林経済部林業振興課、光市経済部水産林業課、周南市経済部林政課、周防大島町役場及び田布施町役場に備え置いて縦覧に供する。）



(五八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。当該届出は、平成二十年二月十五日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ゆめタウン防府  
 所在地 防府市八王子二丁目二九一の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	坪野 功	坪野 恒幸

- 四 届出年月日  
 平成二十年一月三十日  
 変更年月日
- 五 平成十三年一月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ゆめタウン防府  
 所在地 防府市八王子二丁目二九一の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大阪市天王寺区上本町六丁目九番一四号	大阪市西成区梅南一丁目七番三一号

- 四 届出年月日  
 平成二十年一月三十日  
 変更年月日
- 五

平成十四年三月十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ゆめタウン防府  
 所在地 防府市八王子二丁目二九一の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ベリカン 倉橋剛太郎	室田 裕邦

- 四 届出年月日  
 平成二十年一月三十日  
 変更年月日
- 五 平成十四年十一月三十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ゆめタウン防府  
 所在地 防府市八王子二丁目二九一の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ミヤコ 洲上 和敏	洲上 照弘

- 四 届出年月日  
 平成二十年一月三十日

五 変更年月日  
平成十六年九月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめタウン防府  
所在地 防府市八王子二丁目二二九一の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項	変更前	変更後
	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社靴のワシントン	有限会社靴のワシントン

四 届出年月日  
平成二十年一月三十日  
変更年月日  
平成十七年一月十六日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめタウン防府  
所在地 防府市八王子二丁目二二九一の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項	変更前	変更後
	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	光洋産業株式会社	光洋産業株式会社

四 届出年月日

五 平成二十年一月三十日  
変更年月日  
平成十七年一月三十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめタウン防府  
所在地 防府市八王子二丁目二二九一の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項	変更前	変更後
	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社アビ	山崎 政司

四 届出年月日  
平成二十年一月三十日  
変更年月日  
平成十七年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめタウン防府  
所在地 防府市八王子二丁目二二九一の三
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更に係る事項	変更前	変更後
	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ウォッチ・ビジネス	株式会社タイムタイ

四 届出年月日  
平成二十年一月三十日  
五 変更年月日  
平成十七年四月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめタウン防府  
所在地 防府市八王子二丁目二九九一の三  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明  
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社ナカニシ	株式会社ナカニシ	—	株式会社ナカニシ
大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	—	〇鳥取市富安二丁目七
大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	—	中西 弘

四 届出年月日  
平成二十年一月三十日  
五 変更年月日  
平成十七年七月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめタウン防府  
所在地 防府市八王子二丁目二九九一の三  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明  
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	変更前	変更後
イズミフードサービス株式会社	イズミフードサービス株式会社	—	イズミフードサービス株式会社
大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	—	松田 高邦
大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	—	広島市南区京橋町二番二二号

四 届出年月日  
平成二十年一月三十日  
五 変更年月日  
平成十七年十一月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ゆめタウン防府  
所在地 防府市八王子二丁目二九九一の三  
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 山西 泰明  
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社ベスト電器	株式会社ベスト電器	—	株式会社ベスト電器
大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	—	福岡市博多区千代六丁目二番三三三号
大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	—	有園 憲一

四 届出年月日  
平成二十年一月三十日  
五 変更年月日

平成十七年十二月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン防府

所在地 防府市八王子二丁目二九一の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 住 所 山西 泰明  
広島市南区京橋町二番二二号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
変更前 株式会社キムラタン  
変更後

四 届出年月日

平成二十年一月三十日

五 変更年月日

平成十八年四月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン防府

所在地 防府市八王子二丁目二九一の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 住 所 山西 泰明  
広島市南区京橋町二番二二号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
変更前 株式会社キムラタン  
変更後

四 届出年月日

平成二十年一月三十日

五 変更年月日

平成十八年四月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン防府

所在地 防府市八王子二丁目二九一の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 住 所 山西 泰明  
広島市南区京橋町二番二二号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
変更前 株式会社アヒ  
変更後 株式会社竹田園芸  
広島市西区商工センター二丁目八番二三号  
広島市西区商工センター二丁目二番四号

四 届出年月日

平成二十年一月三十日

五 変更年月日

平成十八年六月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン防府

所在地 防府市八王子二丁目二九一の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 住 所 山西 泰明  
広島市南区京橋町二番二二号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
変更前 株式会社ウオッチ・ビジネス・カンパニー  
変更後 吉田 恒彦  
渡辺 博司

四 届出年月日

平成二十年一月三十日

五 変更年月日

平成十九年二月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン防府

所在地 防府市八王子二丁目二九一の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社イズミ 住 所 山西 泰明  
広島市南区京橋町二番二二号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
変更前 株式会社竹田園芸  
変更後

四 届出年月日

平成二十年一月三十日



平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ロックタウン周南  
所在地 周南市古市一丁目四四七三の四
- 二 意見の概要  
交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(六〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十月五日山口県公告(四八七)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年二月十五日から同年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパードラッグコスモス柳井店  
所在地 柳井市古開作四三〇の一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(六一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十月五日山口県公告(四八八)に係る大規模小売店舗について次のとおり田布施町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年二月十五日から同年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スーパードラッグコスモス田布施店  
所在地 熊毛郡田布施町中央南二の五
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(六二) 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定による意見書の提出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第二項の規定により、平成十九年十月五日山口県公告(四八四)に係る大規模小売店舗について次のとおり意見書の提出がありました。

当該意見書は、平成二十年二月十五日から同年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) ロックタウン周南  
所在地 周南市古市一丁目四四七三の四
- 二 意見の概要  
交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(六三) 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、宇部市棕並地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

- 一 換地処分をした年月日



平成二十年二月六日  
 二 換地処分をした権利者数  
 七人

(六四) 国営農地再編整備事業(豊北地区岡ノ台換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、  
 国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区岡ノ台換地区の換地処分を次のとおり行  
 いました。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成二十年二月七日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区岡ノ台換地区)換地計画書に記載された換地計画  
 のとおり

(六五) 国営農地再編整備事業(豊北地区片山換地区)の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、  
 国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区片山換地区の換地処分を次のとおり行い  
 ました。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成二十年二月七日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区片山換地区)換地計画書に記載された換地計画の  
 とおり

(六六) 県営小野北部地区経営体育成基盤整備事業の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、  
 県営小野北部地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり  
 行いました。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成二十年二月五日

二 換地処分の内容

県営小野北部地区経営体育成基盤整備事業換地計画書に記載された換地計画のと  
 おり

(六七) 建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九条第一項の規定により、次のとおり建  
 築士の免許を取り消しました。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

氏名	東 貞夫	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	第一七四号	免許取消年月日	平成二〇、二、六	免許の取消しの理由	死亡
----	------	--------------------	------	-------	---------	----------	-----------	----

(六八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
 関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年二月十五日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称  
 防府市鐘紡町

平成二十年二月十五日印刷  
発行

発行所

山口県知事庁

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

---

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区神田佐久間河岸六七番地  
ロック開発株式会社